

確認合意書

賃借人を甲、日本セーフティー株式会社を乙、連帯保証人を丙とし、下記事項を合意します。

個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する合意事項

日本セーフティー株式会社（以下乙という）と賃借人（以下甲という）および連帯保証人（以下丙という）は乙による個人情報の取得、保有、利用、提供に関して以下の通り合意するものとします。

第1条（保有する個人情報）

乙が申込時および本契約時に取得し保有する個人情報は以下の通りとします。

本契約に甲または丙について記載された事項。（甲・丙・緊急連絡先・入居者の、氏名・年齢・性別・続柄・生年月日・住所・本籍地・電話番号・勤務先名称・勤務先所在地・勤務先電話番号・月収・勤続年数・その他個人を特定する個人情報）

甲の契約中に、乙が甲本人または丙、緊急連絡先、管理会社、家主から取得した個人情報。

甲および丙が申込時または契約時に提出した書類（免許証・パスポート・健康保険証・印鑑証明書・住民票・入居申込書・アンケート・本契約等）より取得した個人情報。

プライベートBOX寄託契約書及びプライベートBOX賃貸借契約書（以下本賃貸借契約という）に係る事項。（賃料等支払約定・契約日・物件詳細等）

賃料支払履歴、支払状況、連絡先等に関する個人情報。

乙は本契約を受託しない場合および本賃貸借契約がキャンセルになった場合または甲が解約後も上記の個人情報を保有するものとします

第2条（個人情報の利用）

乙は個人情報について以下の目的に利用するものとし、甲の同意無く利用目的の範囲を超えた取扱いは致しません。

乙保証事業に係る受信ならびに受信後の管理（乙データベース登録を含む）および賃料支払履歴の情報収集。

賃料集金代行業務。

甲の賃料管理業務。

乙提携の信用情報機関への信用照会と情報登録。

甲に対し乙および乙関連会社のお知らせおよびサービス提供のため。

第3条（個人情報の第三者提供）

乙が取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き第三者に開示・提供を行わないものと致します。提供の方法は、書面・電磁的記録・電話・インターネット・その他通信によるものとします。

本人が同意している場合。

乙が業務委託している会社・金融機関に保証業務・賃料管理業務履行のため必要な範囲で提供する場合。

乙および乙関連会社の商品・サービスの告知または提供を行う場合。

法令等の規定に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4条（個人情報の保護対策）

乙は個人情報保護に関する従業者の教育を定期的に行い、個人情報の漏洩、毀損、滅失防止に努め、適切な管理、運営を行うものとします。

第5条（本条項不同意の場合）

甲または丙が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、および本条項の全部または一部を承認できない場合に乙は本契約を拒否できるものと致します。但し、第3条に同意しない場合についてはそれを理由に乙が本契約を拒否することはないものとします。

第6条（個人情報に関するお問い合わせ）

甲および丙の個人情報についてその内容の開示・訂正・利用の停止等のご請求につきましては乙所定の書類と乙の定めた費用を要するものとします。

滞納発生時及び退去に関する合意事項

第1条（求償権の事前行使）

甲または丙は乙が行う求償権及び事前求償権の行使に関して、異議を申し立てない。

甲または丙について次の事由が一つでも生じたとき、乙は甲または丙に対し、第3条1項の代位弁済前に求償権を行使できるものとする。

1 賃料の一部でも履行を遅滞したとき。

2 連絡先変更・住所変更等の届け出を怠るなど甲または丙の責に帰すべき事由によって、乙に対して甲または丙が連絡不通・所在不明となったとき。

3 差押え、解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売もしくは強制執行の手続きがなされたとき。

4 前各号のほか、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第2条（事前承諾）

甲または丙は申込時および本契約時の申告内容に変更があった場合は、直ちに乙に報告しなければならない。

甲が本賃貸借契約に違反し賃料滞納した場合、乙または賃借人が保証物件の保全・点検・安全確認を目的とし甲との連絡の為および損害を軽減する

為に、保証物件内への立入り、鍵・カードの交換、入口の暗証番号変更、施錠等の処置を行うこと及び張り紙等の告知を行うこと、開錠・ロック・移動・保管・処分等の処置を行うことに甲は承諾し異議・損害の請求を申し立てない。乙または賃借人は、その場合の破損・傷・紛失等に関しての責務を負わないものとし、全ての費用及び乙または賃借人が受けた損害金は甲の負担とする。

甲は乙に対し賃借人への本賃貸借契約解約を申し出る行為、または賃借人からの本賃貸借契約解除を承諾する行為を委託するものとする。甲が本賃貸借契約に違反し、2ヶ月以上全部あるいは一部の賃料滞納をした場合、または本条第2項に違反した場合において、乙は即時に賃借人へ本賃貸借契約解約の申し入れまたは賃借人からの本賃貸借契約解除の承諾を行うことを、甲は承諾し異議・損害の請求を申し立てない。

本賃貸借契約解除後の明渡し不履行または甲が賃料滞納を発生させ本条第2項に違反した場合において、甲は保証物件内に残置した動産所有権を放棄することを承諾し異議・損害の請求を申し立てない。甲は乙または賃借人に対して保証物件内に残置した動産（甲の責務において甲所有以外の動産も含む）を、乙または賃借人の判断により搬出・保管・処分・売却益を債務への充当とする行為を委託するものとするが、全ての費用および乙または賃借人が受けた損害金は甲の負担とする。

第1条2項の事由が生じたとき、または賃借人および乙が連帯保証人の差し入れを申し出た場合、甲は新たに賃借人および乙の許可する連帯保証人を本賃貸借契約および本契約に差し入れなければならない。

乙の保証債務の履行責務が免責・不要となった場合、保証期間は終了するものとする。

賃料滞納し保証会社が立替払を行った場合であっても、甲の賃料未払事実により甲と賃借人間の信頼関係は崩壊していることを甲および丙は承諾する。

甲および丙は全条各項を承諾し乙および賃借人に異議・損害の請求を申し立てない。

第3条（代位弁済）

甲が本賃貸借契約を不履行した為、乙に対し賃借人より保証債務の履行を求められたときは、乙は甲または丙に対し、通知・催告をしなくても弁済できるものとする。

乙の前項の弁済によって、乙は賃借人の有している一切の権利を甲または丙に対し行うことができるものとする。

甲の本賃貸借契約不履行に基づく債務を乙が代位弁済した場合は、乙は甲または丙に対し求償権を行使することができる。

第4条（求償権の範囲）

乙が第3条第1項の代位弁済または第1条1項の事前求償権の行使をしたときは、甲または丙は乙に対して弁済額および、これに対する弁済日以降年14.6%の割合による損害金（年365日の日割り計算とする）ならびに債権回収にかかった一切の費用と第2条各項に要した費用その他の損害を償還する。

第5条（保証人）

丙は本賃貸借契約の各条項を承認の上、甲と連帯して本賃貸借契約より生じる債務を保証する。

甲は丙に対し本賃貸借契約を解約する権限、賃借人からの解除を承諾する権限および明渡し・室内確認立会い等の権限を委任します。丙は乙または賃借人より請求があった場合、上記委任した権限をすみやかに行使しなければならない。

第2条において丙は、乙または賃借人より残置した動産の搬出・保管・処分等の指示があった場合は、すみやかに受け入れなければならない。

丙が賃借人に対して本賃貸借契約を連帯保証したときは、乙と丙との間における求償および代位の関係を次のとおりとする。

1. 乙が本賃貸借契約より生じる債務の弁済をしたときは、丙は乙に対し、求償権全額を償還します。

2. 丙が賃借人に対する自己の保証債務の弁済をした場合は、丙は乙に対し、何ら求償しないものとする。

丙は本賃貸借契約が更新された場合においても、本条全項について同様のものとする。

第6条（信用情報機関への登録と利用）

甲または丙は乙による個人情報の取得・保有・利用・提供に関して「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項」に同意します。

甲または丙は、乙が利用および登録する信用情報機関（以下当該機関）に与信判断・与信管理の為に照会し、登録されている場合はこれを利用すること、乙との取引事実に基づく情報が当該機関に所定の期間登録され、当該機関の利用および登録者が取引上の判断の為にこれを利用することに同意する。乙および当該機関は甲または丙が情報開示の請求および不正確または誤りであることが判明した場合の訂正または削除に応じるものとする。

賃借人	（甲）	印
保証人	（丙）	印
日本セーフティー株式会社（乙） 東京都千代田区鍛冶町2-3-3 神田中央通ビル		